虐待防止対応責任者・第三者委員の職務等

Ⅰ　虐待防止対応責任者

　　虐待防止の責任主体を明確にするため、施設長、理事長等を虐待防止対応責任者とする。

Ⅱ　虐待防止担当者

　○　サービス利用者が虐待の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から虐待防止担当者を任命する。

　○　虐待防止担当者は以下の職務を行う。

　　ア　利用者からの虐待通報の受付

　　イ　虐待内容、利用者の意向等の確認と記録

　　ウ　受け付けた虐待内容及びその改善状況等の虐待防止対応責任書への報告。必要あるときは、第三者委員へも報告する。

Ⅲ　第三者委員（社会福祉法人は要設置）

　　虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

　○　設置形態

　　ア　事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。

　　イ　虐待防止の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。

　○　第三者委員の要件

　　ア　虐待防止及び解決を円滑・円満に図ることができる者であること。

　　イ　世間からの信頼性を有する者であること。（評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士など）

　○　人　　数

　　　第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

　　その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

　○　選任方法

　　第三者委員は、経営者の責任において選任する。

　　ア　理事会が選考し、理事長が任命する。

○　職　　務

　　ア　虐待防止受付担当者からの受け付けた虐待内容の報告聴取を行う。

　　イ　虐待内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知

　　ウ　利用者からの虐待の直接受付

　　エ　虐待通報申出人への助言

　　オ　事業者への助言

　　カ　虐待通報申出人と虐待防止対応責任書の話し合いへの立会い、助言。

　　キ　虐待防止対応責任書からの虐待に係る事案の改善状況等の報告聴取